

随意契約理由書

1 案件名称

戸籍先例全集ほか2点（追録）

2 契約の相手方

株式会社ぎょうせい

3 随意契約理由

書籍は再販売価格維持制度により価格維持されており、また、当該書籍の特殊性から、一般の書店では本市の必要数を有しておらず、迅速かつ確実に調達するためには、直接、出版元に発注する必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により株式会社ぎょうせいと特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-6208-7337）

随意契約理由書

1 案件名称

日本行政区画便覧ほか4点（追録）

2 契約の相手方

日本加除出版株式会社

3 随意契約理由

書籍は再販売価格維持制度により価格が維持されている。また、当該書籍の特殊性から、一般の書店では本市の必要数を有していないが、出版元に直接発注することにより、迅速かつ確実に調達ができる。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により出版元である日本加除出版株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-6208-7337）